

山武市学校事務共同実施要綱

(目的)

第1条 複数の学校の連携による学校事務共同組織を確立し、学校事務機能の強化と学校運営に関する支援を行うことを目的とする。

(組織)

第2条 共同実施の単位は、地域の実情を踏まえて、山武市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める。

2 教育委員会は、共同実施拠点校(以下「拠点校」という。)及び拠点校と連携して業務を行う共同実施連携校(以下「連携校」という。)を指定する。

3 拠点校と連携校に勤務する事務職員で「共同実施組織」を構成する。

4 共同実施組織の代表者は、教育委員会が指定した拠点校の校長が指名した事務職員とする(以下「指名した事務職員」という。)

5 共同実施を支援し、円滑に推進するため「共同実施運営協議会」を設置する。

6 共同実施運営協議会の委員は、指名した事務職員、拠点校学校長、市校長会代表、市教頭会代表、事務職員会代表、教育委員会事務局代表とし、教育委員会が共同実施総括責任者を定める。

(実施方法)

第3条 共同実施組織の事務職員は、拠点校、若しくは指定された場所に定期的、又は必要に応じて集まり、共同実施業務を行う。

2 共同実施組織は、共同実施(年間)計画書、共同実施(実績)報告書を作成し、共同実施運営協議会へ提出する。

3 共同実施組織は、共同実施運営協議会と連携し、共同実施業務を行う上で必要なときは、指導・助言を受け協議する。

(服務)

第4条 本務校以外の勤務については、本務校の校長の命令による。

2 サービスについては、本務校の校長の定めるところとする。

3 共同実施関係者は、共同実施組織内の個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払うとともに、[地方公務員法\(昭和 25 年法律第 261 号\)第 34 条](#)に規定する守秘義務について厳守する。

4 諸表簿の帯出については、本務校の校長の許可を得るとともに、管理を適正に行い、すみやかに返却する。

(指導的な役割を担う事務職員の役割)

第5条 共同実施の指導的な役割を担う事務職員(以下「共同実施主任」という。)の役割は、各校長、教育委員会及び教育事務所との連携に十分留意しながら、共同実施校等の運営を総括し、共同実施校等内の連絡調整及び指導助言を行う。

2 共同実施組織内で研究項目ごとにグループを組織し、グループの代表者(以下「グループリーダー」という。)は、グループ内の担当事項を整理するとともに、情報収集及び専門性の向上に努める。

3 各グループは、共同実施についての研究を行い、広く他校の事務職員等への情報提供等に努める。

4 グループリーダーは、共同実施運営協議会において協議のうえ、教育委員会が指定した業務を、共同実施主任による審査・確認等を得てから、共同実施総括責任者の決裁を受けるものとする。

5 グループリーダーは、あらかじめ教育委員会が指定した業務等に関する文書等について、相互に確認することができるものとする。

(実施内容)

第6条 共同実施の内容は、次のとおりとする。

- (1) 学校運営及び経営の参画に関する事
- (2) 事務組織の整備に関する事
- (3) 事務の効率化・適正化に関する事
- (4) 各学校の教育支援に関する事
- (5) 職場内研修(OJT)に関する事
- (6) その他共同実施によることが適当と認められる業務

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 28 年4月 28 日教委告示第 10 号)

この告示は、公示の日から施行する。